

市有地（宅地）を売却します

一般競争入札で市有財産（土地）を売却します。

◆売却物件

市有財産		所在	地目	地積	備考
物件1	土地 (家屋を含む現状有姿)	登米市石越町北郷字遠沢53	宅地	659.50㎡	家屋：旧遠沢住宅 面積：118.80㎡ 建築年：昭和35年
物件2	土地 (家屋を含む現状有姿)	登米市石越町北郷字遠沢50-3	宅地	1,107.98㎡	家屋：旧保育所 面積：329.14㎡ 建築年：昭和34年

◆予定価格（最低売却価格）

物件	売却価格	備考
物件1	3,684,000円	建物解体費用 1,806,000円を控除した価格
物件2	4,887,000円	建物解体費用 4,336,500円を控除した価格

◆申請書の配布・受け付け

【期間】 1月21日（水）～2月12日（木）午前8時30分～午後5時
※土曜・日曜日、祝日を除く

【場所】 総務部総務課 財産係（市役所迫庁舎2階）

◆申込方法

申請書に必要な事項を記入の上、次の書類を添付して持参または書留による郵送で提出してください。書留の場合は、2月12日必着のこと。

【添付書類】 ※各証明書は発行後3カ月以内のもの

- ①個人＝住民票の写し、印鑑証明書、本籍地の市町村長の発行する身分証明書または身分証など（運転免許証、健康保険被保険者証の写しなど）各1通
- ②法人＝法人登記簿謄本の写し、代表者の印鑑証明書 各1通

◆現地説明会

【日時】 2月5日（木）午後1時30分

【場所】 物件1・2の現地

◆入札保証金

入札に参加する人は、入札する金額の100分の5以上（円未満切り上げ）の保証金が必要です。入札日の前々日までに、市が指定する銀行口座に振り込んでいただきます（振込手数料は入札参加者の負担）。

◆入札

【日時】 2月24日（火）午後1時30分

【場所】 市役所迫庁舎1階 会議室

◆契約の締結など

- ①落札者には、落札後速やかに「譲渡申請書」を提出していただきます。
- ②売買契約は、3月13日（金）までに行います。

◆その他

- ①売買契約書に張る収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税は、買い受け者の負担になります。
- ②現状有姿での引き渡しとなりますが、建物については売買契約後速やかに解体撤去していただきます。

【申し込み・問い合わせ】

〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
総務部総務課 財産係 ☎ 0220 (22) 2091



医療技術職員を募集します

平成21年4月採用の医療技術職員を募集します。
(免許取得見込み者については、5月採用)

【受付期間】 1月21日（水）
～2月9日（月）

【試験日時・場所】

▼2月18日（水）午前10時～
▼医療局医療管理課会議室
(市立佐沼病院敷地内)

【合格者の発表】

2月26日（木）に市役所迫
庁舎前掲示場および市ホー
ムページに受験番号を掲示
するとともに、受験者全員
に郵送で通知します。

【申込書の請求】

申込書は、医療局医療管理

課に請求してください。郵
便で請求する場合は、封筒
の表に「職員採用試験申込
書請求」と朱書きし、あて
先を明記して120円切手
を張った返信用封筒を必ず
同封してください。

【申込方法】 郵送・持参

【申し込み・問い合わせ】

登米市迫町佐沼字下田中25
番地
医療局医療管理課 総務係
☎ 0220 (21) 6888

【職種、採用予定人員、職務内容、受験資格】

職種	採用予定人員	職務内容	受験資格
理学療法士	1人程度	市立病院においてリハビリテーション、看護業務などに従事します。	昭和48年4月2日以降に生まれた人で、当該職種の免許を有する人、または平成21年4月30日までに当該免許を取得する見込みの人。
看護師	若干名		

【試験方法】

試験区分	方法
作文試験（1時間）	表現力、内容構成などの能力について、作文による筆記試験を行います。
人物試験	個別面接により、主として人物について試験を行います。
健康診断	健康診断書に基づいて、職務を行うのに必要な健康度を有するか審査します。
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否などについて調査します。

要介護者の障害者控除と医療費控除

障害者控除

◆障害者控除対象者認定書の発行について

要介護認定された人は、所得申告の障害者控除に該当しますが、控除を受けるためには「障害者控除対象者認定書」が必要です。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳が交付されている人は、それらの手帳を所得申告の際に提示すれば、障害者控除または特別障害者控除の対象となります。ただし、障害者控除の対象者（障害等級が3～6級の人など）でも、要介護4・5の人は特別障害者控除の対象となりますので、申請をしてください。

本年度も対象者に申請を案内する通知書を送っています。

なお、通知書が届いていない、またはなくした場合でも要介護者であれば、申請することができますので、手続きの上、認定書を受け取ってください。

【対象者】

平成20年12月31日現在（平成20年中に亡くなった場合は、亡くなった日現在）で、要介護1から5までの認定を受けている65歳以上の人
▶要介護1～3＝障害者控除
▶要介護4・5＝特別障害者控除

【手数料】 無料



医療費控除

◆おむつ使用証明書の発行について

寝たきり状態および尿失禁の可能性がある要介護者のおむつ代は、医師が発行するおむつ使用証明書により医療費控除の対象になります。ただし、2年目以降は市で医療費控除の対象として認められる証明書を発行します。

【対象者】

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の要介護者で、主治医意見書に明記されている人
※1年目は医師の証明書が必要です。証明書の様式は各総合支所の市民福祉課にあります。

【手数料】 1通 300円

手続き

【申請期間】

1月28日（水）～3月13日（金）の午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）

【申請先】

- ▶各総合支所市民福祉課 市民福祉係
- ▶福祉事務所長寿介護課 認定審査係（市役所南方庁舎1階）

【必要なもの】 対象者の介護保険被保険者証

【申請できる人】 対象者またはその親族

【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課 認定審査係 ☎ 0220 (58) 5551